

平成20年4月10日

(財)全国高体連剣道専門部
各都道府県専門委員 殿

(財)全国高体連剣道専門部
部長 磯部 直樹
〔公印省略〕

「高校剣道における鏝競り合いの抜本的改善」に関する Q&A

時下、益々ご清栄のことと拝察申し上げます。

現在「鏝競り合いの抜本的改善」について、各都道府県で研修会・講習会等を実施されていることと存じます。それに関して各都道府県より質問または確認の問い合わせが幾つか寄せられています。それらの中には共通したのもございますので、今回「Q&A」の形でまとめさせていただきました。

各学校の指導者、生徒への指導伝達および審判研修にご活用いただきたいと存じます。

Q1 お互いに分かれて鏝競り合いを解消しようとしたが、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れていないのに打突した。どのように処理すべきか？

また、この打突に対して応じて技を出す場合があるが、どのように処理すべきか？

A1 鏝競り合いの解消は剣先が触れない位置まで間合いが切れたところとする。その途中での技は有効にしない。…これが前提である。

従って、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れていないのに打突した場合、審判は直ちに「止め」をかけて試合を中止させる。この場合は反則としないで開始線にもどし試合を再開させる。

<補足>

①剣先が触れない位置まで間合いが切れていないため「鏝競り合いの解消」にならなかったということを、試合者相互が理解し、次回からは確実に間合いを切るようにすればこの処理のままで十分である。

しかし、同様のことを繰り返す可能性があり、いちいち「止め」をかけてやり直しをさせるだけでよいのか？という質問があった。

これに対しては、同様のことが繰り返された場合、審判は試合者に対し「鏝競り合いを正しく解消するよう説明をする」。

②間合いが切れていないのに打突した場合は、直ちに「止め」をかけて試合を中止させるので、その打突に対して応じた技は判定の対象としない。

③「剣先が触れない位置」まで間合いが切れる前に、攻めはじめたり上段をとる場合も想定される。

この場合も A1 のように処理をする。ただし、繰り返されるようであれば<補足①>と同様に扱うこととする。

Q2 お互いに鏝競り合いを解消しようとして分かれたが、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れる前に、剣先を開いたり下げたりした場合はどう処理するのか？

A2 分かれる場合は、相手の剣先や竹刀を制しつつ気を抜かず間合いを切ることを前提とする。

従って、平常の指導場面でこのことを徹底させる。

鏝競り合いが解消する前に、多少剣先が開いたり下げたりしたとしても、お互いに「剣先が触れない位置」まで深く間合いを切るならばそのまま流す。

ただし、剣先を開いたり下げたりすることによって、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れたか否かを曖昧にさせるような行為と判断した場合は、「公明正大に試合をしない」という理由で反則にする。

Q3 お互いに鏝競り合いを解消しようとして分かれたが、双方の引く距離に大きな違いがある場合引く距離の少ない方を反則にするのか？

また、この状況で分かれる途中で一方が打突した場合、打突した方を反則とするのか？

A3 お互いに間合いを切る事が前提であるので、一方が間合いを切ろうとしなければその選手を反則とする。従って、明らかに一方が少ししか間合いを切らず、一方的に相手に間合いを切らせる行為と判断できれば反則とする。

<補足>

①この事例のように分かれ方に問題がある場合は、その時点で「止め、合議」として反則か否かを判断する。「止め」のタイミングが遅く、次の打突を誘発させるのは審判技術の問題であり、こういう状況を作ってはならない。

例えば、この Q3の後述のように「分かれる途中で一方が打突した場合、打突した方を反則とするのか？」という質問は、審判技術に課題があるために起きた現象への質問である。こういう現象を引き起こすような審判をしてはならない。本来ならば、一方的に相手に間合いを切らせている時点で「止め、合議」をかけなければならない。そこで処理すればこのような質問の出る余地はなくなる。

仮に、「止め」をかける間もなく打突した場合は、打突と同時に「止め」をかけて打突そのものではなく「打突前に間合いを切ろうとしなかった」ことを根拠に反則をとるという処理になる。

Q4 正しい鏝競り合いの時間を10秒程度保障しているが、一方が10秒経たずに相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとって分かれようとした。それに対し他方が分かれさせないように体を寄せせる行為は、1回でも反則となるのか。

A4 鏝競り合いを解消するため一方が分かれようとした場合、お互いに間合いを切って深く分かれることが前提である。

従って、この事例のように体を寄せせることで間合いをつめ、自ら間合いを切ろうとしなければその選手を反則とする。

また、お互いに間合いを切る途中で止まったり、竹刀を巻いて竹刀落しをねらうなどの行為も反則とする。

<補足>

①一方が鏝競り合い解消のために「正しい鏝競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間」は相手が技を出す機会として認めている。有効になり得る。

しかし、この事例のように一方が相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとってしまった時点では、相手も呼吸を合わせて間合いを切って深く鏝競り合いを解消しなければならない。このような間をとってしまった時点からは、間合いを切ろうとしないで体を寄せたり、止まったり、竹刀を巻いて竹刀落しをねらうなどの行為は反則とする。

Q5 「正しい鏝競り合いの形」から鏝競り合いを解消するため、相手の体を崩すなどで、一方的かつ瞬間的に相手が間合いを切った場合、剣先が触れない位置まで間合いが切れなくともそこを追い込んで打突することは反則となるか？

A5 この事例のような「一方的かつ瞬間的」な分かれ方と「相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとってお互いに呼吸を合わせて」の分かれ方は区別する必要がある。

従って、この事例の場合追い込んで打突することは反則にならない。有効になり得る。

ただし、ただ追い込んで間合いをつめて鏝競り合いに持ち込むだけであり、かつ10秒を超える場合は時間空費の反則とする。

Q6 接触後、「正しい鏝競り合いの形」に入ろうとせず、すぐに分かれようと間合いを切る行為はどう処理すべきか？

A6 「正しい鏝競り合いの形」に入るまで、勢いや流れで様々な動きが生じることはあり得る。

この事例のように、「正しい鏝競り合いの形」に入ろうとせず、分かれるために一方的に間合いを切つてさがる場合は、①そのまま分かれば特に処理する必要はなく流す、②一方的に間合いを切つてさがるようとするところを攻めて打突することは反則にならない。有効になり得る、③お互いに技を出すこともなく、「正しい鏝競り合いの形」に入ろうともしないまま10秒程度が経過したら、この状態を長引かせている方を時間空費の反則とする。

Q7 正しい鏝競り合いから一方が引き技を出した。これに対し、他方が追い込んで技を出すことはよいか？

A7 引き技を出した相手に対し、追い込んで打突する試合行為は何ら問題にならない。(勝浦研修最終日に確認済み)有効となり得る。また、追い込んで来た打突に対する応じ技もあり得る。

Q8 鏝競り合いから引き技を出し、直ぐに前に出て打突する技は有効となるのか。

A8 通知文補足事項4 鏝競り合いの解消の(1)にあるとおり、引き技を出した場合は剣先が触れない位置でなかったとしても解消と見なす。従って、それに続く次の打突もあり得る。

しかし、引き技が「1本にする意思がなく時間かせぎのような打突」であると判断された場合は、鏝競り合いの解消とは見なさず時間空費の反則か否かを見極めることになる。

<補足>

①例えば、引き技で「面一面」の二段打ちがあったとする。1本目の面は軽く二本目の面で決めようとする技と見なされた場合は、「面一面」で一つの技と解釈できる。このような技と「1本にする意思がない時間かせぎのような打突」は区別する必要がある。審判員技術の問題となる。

②引き技を出した場合は剣先が触れない位置でなかったとしても解消と見なす。引く距離や時間で決められるものではない。時間かせぎのような見せかけの打突ではなく、引く技として見なすことができれば例えお互いの間合いが接近していても鏝競り合いの解消と見なす。